

# 公共体育施設・学校体育施設の利用登録について

令和6年2月

嵐山町体育施設設置及び管理条例（以下「条例」）及び嵐山町体育施設管理規則（以下「規則」）の規定に基づき、嵐山町内の公共体育施設・学校体育施設の利用登録について、次のように定めます。

嵐山町内の公共体育施設（学校体育施設含む）をご利用いただけるのは、原則として嵐山町に在住・在勤及び在学する方の団体又は個人です。ただし、それらに該当しない場合においても、特別に認められた場合は使用することができます（「利用登録」参照）。（規則第4条）

## 1) 利用登録

公共体育施設を使用する場合、あらかじめ町教育委員会に利用者登録をしなければなりません。（規則第5条）

利用者登録の区分は、以下の4種類に分類されます。

- ①**町内団体** [規定料金・3か月に一度の申し込み月（3、6、9、12月）の初開館（開庁）日より、翌月から3か月分の予約申請可（菅谷テニスコートは1～9日に申し込み、重複のみ10日に抽選）]
    - ・当該団体の所在地が町内かつ責任者が町内に在住・在勤・在学のいずれかの成年者
    - ・5名以上で構成
    - ・構成員のうち、過半数が町内に在住・在勤・在学のいずれかの者
  - ②**町内個人** [規定料金・毎月の初開館（開庁）日（菅谷テニスコートは15日以降）より、翌月の1か月間の予約申請可]  
より、翌月の1か月間の予約申請可]
    - ・責任者が町内に在住・在勤・在学のいずれかの成年者
    - ・4名以下で構成
    - ・構成員のうち、過半数が町内に在住・在勤・在学のいずれかの者
  - ③**町外団体** [料金2倍・毎月10日以降（菅谷テニスコートは15日以降）より、翌月の1か月間の予約申請可]
    - ・当該団体の責任者又は監督者が成年者（所在地等についての条件はありません）
    - ・5名以上で構成
    - ・構成員のうち、過半数が町内に在住・在勤・在学のいずれかにも当てはまらない者
  - ④**町外個人** [料金2倍・毎月10日以降（菅谷テニスコートは15日以降）より、翌月の1か月間の予約申請可]
    - ・責任者が成年者（居住地・在勤先・在学先についての条件はありません）
    - ・4名以下で構成
    - ・構成員のうち、過半数が町内に在住・在勤・在学のいずれかにも当てはまらない者
- 2) **登録受付場所** 嵐山町教育委員会生涯学習課 窓口（郵送、FAX、電子メール等の提出は不可）
  - 3) **登録期間** 2月初めの開庁日から次年度より3年分の登録を随時受付。ただし、登録更新は3年に一度とする。
  - 4) **受付時間** 8時30分～17時15分  
(ただし、土、日、祝休日及び12月29日～翌年1月3日を除く)
  - 5) **提出書類** 嵐山町体育施設利用登録申請書（団体もしくは個人）1部、利用者名簿1部  
町外者で町内在勤・在学の方は、その状況が確認できる書類の写しを添付してください。

## 6) 使用料の減額（免除）

使用料の減額又は免除を受けようとする団体は、嵐山町体育施設使用料減額（免除）申請書（様式第3号）を提出し、使用料減額（免除）団体として認定を受けなければなりません。（条例第7条、規則第10条）

### ①対 象 町内の小中学生を指導する非営利団体が、その指導にあたる時間

※注 中学校の部活動については、当該部活動担当教諭（顧問）の指揮監督下での活動範囲のみを対象とし、生徒が自主的に練習する団体については対象外となります。

### ②提出書類 「嵐山町体育施設使用料減額（免除）申請書」（様式第3号）

ただし、新規に申請する場合は、上記申請書のほかに、団体の責任者、所在地、非営利性について公に確認できる書類（定期総会の資料等）の提出が必要となります。

### ③そ の 他 使用料減額（免除）団体として認定を受けた場合は、町スポーツ事業の活性化のため、また指導上必要な技術向上のため、次の事業への参加協力をお願い致します。

- ・嵐山町が主催する春（5月）、秋（10月）のスポーツフェスティバル
- ・嵐山町健康マラソン大会（12月）
- ・比企広域消防本部等が主催する救命講習会

## 7) スポーツ安全保険

スポーツ活動中の万が一の事態に備えて、スポーツ安全保険の加入をお勧めします。

前年度に加入されている団体は、代表者宛に加入依頼書等が郵送されますので、そちらをご利用ください。

なお、嵐山町教育委員会生涯学習課窓口、嵐山町B&G海洋センター、嵐山町ふれあい交流センターにも加入依頼書等を準備してございます。

## 8) その他

①前年度までの利用料の滞納が認められない団体（個人）のみ登録可能となります。

②登録申請書用紙は嵐山町教育委員会生涯学習課窓口にて配布のほか、町公式ホームページにおいてもダウンロードできます。

③事業所等が所在地となる場合は、必ず事業所名、部署名等も記載してください。

④町外在住の方で町内在勤（在学）者については、勤務先（学校名）住所及び名称をご記入ください。また在学・在勤の状況が確認できる書類の写しを申請書に添付してください。

⑤登録内容に変更が生じた場合、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。

⑥利用登録については登録年度より3年に一度の更新年度まで、最長で3年間有効です。ただし毎年2月に新たな名簿を提出していただきます。更新時、引き続き公共体育施設を使用する場合は、新たに3年間の利用登録申請をお済ませください。

## 9) 問合せ

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030 番地 1

嵐山町教育委員会 生涯学習課

電話：0493（62）0824； FAX：0493（62）0715

Email：r-kyouiku02@town.ranzan.saitama.jp

町公式ホームページ：<https://www.town.ranzan.saitama.jp>（くらし・手続→スポーツ）